

資料 3-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 6 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修受講について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）について、厚生労働省より令和 5 年 6 月 30 日付け事務連絡のあった「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」にて、研修の制度等の改正がありました。

1 サービス管理責任者等実践研修にかかる 0JT 期間短縮の届出について

令和元年度より基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（0JT）を「2 年以上」としているところを、以下の要件を満たした場合、例外的に「6 月以上」とします。

- ・ 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ・ 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には、サービス管理責任者等が配置されている事業所において個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う、又は、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所においてサービス管理責任者等とみなして従事し個別支援計画の作成の一連の業務を行う）
- ・ 上記業務に従事することについて、指定権者（千葉市）に届出を行う（※）。

（※）届出書は以下のホームページに掲載しております。サービス管理責任者等の変更届と併せてご提出をお願いします。既に個別支援計画作成の業務に従事している場合で、届出を行っていない場合は、令和 6 年 4 月末までにご連絡ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/sabikannjihatakann.html>

2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

現行制度上サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、サービス管理責任者等の欠如時から「1 年間」としているところを、以下の要件を満たした場合、例外的に「2 年間」とします。

- ・ 実務経験要件を満たしている。
- ・ サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ・ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている。

なお、やむを得ない事由に該当するかどうかについては、本市にご相談をお願いします。

3 更新研修の受講について

サービス管理責任者等は、5 年毎に更新研修の受講が必要です。なお、研修制度見直し前の平成 30 年度までに研修を修了したサービス管理責任者等におかれましては、令和 6 年 3 月 31 日までに更新研修の受講が必要となります。期限までに研修を受講できなかった場合、サービス管理責任者等としての配置はできませんので、ご注意ください。